

マイカーと税金

6月2日(月) 自動車税(種別割)の納期限です!

自動車税種別割(県税)のあらまし

■ 納める人

4月1日午前0時時点の車検証に登録されている所有者です。ただし、割賦販売契約の場合には、買主(車検証の使用者)となります。

■ 納める方法・時期

4月1日現在で自動車をお持ちの方には、5月に送付される納税通知書により**6月2日(月)までに**金融機関やコンビニエンスストアなどで納めていただきます。

■ 納める額

主な自動車(自家用)の年税額は次のとおりです。

なお、令和元年10月以降に新車新規登録された自家用乗用車については、新税率が適用されます。

乗 用 車	
総排気量	年税額
1,000cc 以下	29,500 円
1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500 円
1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500 円
2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000 円
2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000 円
3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000 円
3,500cc 超 4,000cc 以下	66,500 円
4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500 円
4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000 円
6,000cc 超	111,000 円

トラック（乗車定員3人以下）		
最大積載量		年税額
1 t 以下		8,000 円
1 t 超	2 t 以下	11,500 円
2 t 超	3 t 以下	16,000 円
3 t 超	4 t 以下	20,500 円
4 t 超	5 t 以下	25,500 円
トラック（乗車定員4人以上）		
最大積載量	総排気量	年税額
1 t 以下	1,000cc 以下	13,200 円
	1,000cc 超 1,500cc 以下	14,300 円
	1,500cc 超	16,000 円

令和元年10月以降に初回新規登録された自家用乗用車	
総排気量	年税額
1,000cc 以下	25,000 円
1,000cc 超 1,500cc 以下	30,500 円
1,500cc 超 2,000cc 以下	36,000 円
2,000cc 超 2,500cc 以下	43,500 円
2,500cc 超 3,000cc 以下	50,000 円
3,000cc 超 3,500cc 以下	57,000 円
3,500cc 超 4,000cc 以下	65,500 円
4,000cc 超 4,500cc 以下	75,500 円
4,500cc 超 6,000cc 以下	87,000 円
6,000cc 超	110,000 円

すでに手放した車の納税通知書が届いた場合は、3月31日までに車検証の登録変更がお済みでないと思われます。車をお譲りした相手方へご確認ください。

自動車税(種別割)のグリーン化特例により、税額が左の表と異なる場合があります。詳しくは3ページ「自動車税(種別割)のグリーン化特例について」をご覧ください。

■ こんな時は、税金が月割りになります。

● 4月1日以降に新車や中古車(ナンバーのついていない車、非課税車)を購入した場合

自動車登録時に次の税額を納付していただきます。

年税額×登録した月の翌月から3月までの月数÷12か月 ※100円未満は切捨て

● 4月1日以降に廃車(まっ消登録)をした場合

納付した税額から次の額が還付されます。

年税額－(年税額×4月から抹消登録した月までの月数÷12か月) ※100円未満は切捨て

■ 納税証明書(継続検査用・構造等変更検査用)について

車検(継続検査・構造等変更検査)時に必要な自動車税(種別割)の納税確認は、運輸支局において電子的に行われるため、納税証明書の提示は省略することができます。

なお、自動車税(種別割)の納付後すぐに車検を受検する場合等、納税証明書の提示が必要な場合があります。詳しくは各県税事務所にお問い合わせください。

また、車検を受けるためにはこれまでどおり自動車税(種別割)の滞納がないことが条件になります。

■ 自動車の変更・移転登録が必要です。

引越して住所が変わった場合、住民票を変更しただけでは、車検証の住所は変わりません。運輸支局で住所の変更登録をする必要があります。また、売却や譲渡などにより自動車の持ち主が変わった場合も、運輸支局で移転登録(名義変更)する必要があります。

変更登録・移転登録はそれぞれ15日以内にしなければなりません。これに違反すると、罰金(50万円以下)が科せられることもあります。



自動車税環境性能割（県税）のあらまし

■ 納める人

自動車（軽自動車を含む。）を取得した方です。ただし、割賦販売契約の場合には、買主（車検証の使用者）となります。

■ 納める額・税率

取得価額（※）×税率

※メーカー発表の公表小売価格を元に算出した自動車の取得価額となります。

なお、取得価額が 50 万円以下の場合、課税されません。

＜税率表 ※自家用乗用車の例＞（適用期間：R 7 年 4 月 1 日～R 8 年 3 月 31 日）

区 分		税率（登録車）自家用	税率（軽自動車）自家用
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 L P G車 クリーンディーゼル車	2030 年度基準 95%達成		
	2030 年度基準 85%達成	1%	
	2030 年度基準 80%達成	2%	1%
	2030 年度基準 75%達成		
	2030 年度基準 70%達成	3%	2%
上記以外又は 2020 年度基準未達成車		3%	

※軽減の要件として、上記に加え一定の排ガス性能を満たす必要があります

■ 納める方法・時期

自動車を登録（届出）する際に、自動車税（環境性能割・種別割）申告書の提出とあわせて納めていただきます。



軽自動車税種別割（市町村税）のあらまし

■ 納める人

4 月 1 日現在で軽自動車、オートバイなどをお持ちの方です。

■ 納める額

主な軽自動車の年税額は次のとおりです。

※営業用乗用車のみ

三輪以上の軽自動車		平成 27 年 4 月 1 日以降の新車				平成 27 年 3 月 31 日までに 初年度検査を受けた軽自動車	
		標準税率	グリーン化特例（軽課） （取得の翌年度分に限り）			右記（経年車） 以外のもの	経年車重課 （初年検査から 13 年超の経年車）
			75%軽減	50%軽減	25%軽減		
四輪以上 のもの	自家用・乗用	10,800 円	2,700 円	-	-	7,200 円	12,900 円
	自家用・貨物	5,000 円	1,300 円	-	-	4,000 円	6,000 円
	営業用・乗用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	5,500 円	8,200 円
	営業用・貨物	3,800 円	1,000 円	-	-	3,000 円	4,500 円
三輪のもの		3,900 円	1,000 円	2,000 円※	3,000 円※	3,100 円	4,600 円

二輪車等	原動機付自転車			軽二輪	小型二輪
	90cc 以下、特定小型 ^{*1} 、新基準原付 ^{*2}	90cc 超 125cc 以下	ミニカー	125cc 超 250cc 以下	250cc 超
標準税率	2,000 円	2,400 円	3,700 円	3,600 円	6,000 円

※1 電動キックボード等

※2 総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0kW 以下に制御したバイク

■ 納める方法・時期

4 月 1 日現在で軽自動車等をお持ちの方には、納税通知書により納期限までに納めていただきます。

納付できる場所は、各市町村により異なりますので、詳しくは、定置場所在の市役所・町村役場へお問い合わせください。



自動車重量税（国税）のあらまし

■ 納める人

車検証の交付等を受ける方及び車両番号の指定を受ける方です。

■ 納める額

主な自家用乗用車の税額は右の表のとおりです。表にないものは、運輸支局へお問い合わせください。

■自家用乗用車（エコカー減税対象外、初度登録から 13 年未満）

車両重量	有効期限		
	3 年	2 年	1 年
0.5t 以下	12,300 円	8,200 円	4,100 円
0.5t 超 1t 以下	24,600 円	16,400 円	8,200 円
1t 超 1.5t 以下	36,900 円	24,600 円	12,300 円
1.5t 超 2t 以下	49,200 円	32,800 円	16,400 円
2t 超 2.5t 以下	61,500 円	41,000 円	20,500 円
2.5t 超 3t 以下	73,800 円	49,200 円	24,600 円

■自家用軽自動車
（エコカー減税対象外、
初度登録から 13 年未満）

3 年	2 年
9,900 円	6,600 円

■ 納める方法・時期

車検証の交付等又は車両番号の指定を受ける時まで、原則として、その税額に相当する金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書に貼り付けて納付していただきます。

自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）について

自動車保有関係手続きは、ワンストップサービス（OSS）を、ぜひご利用ください。

■ ワンストップサービス（OSS）とは？

自動車を保有する際に必要な各種行政手続きと諸税・手数料の納付が、インターネットを使ってパソコン上から一括して行えるサービスです。ただし、ナンバープレートや保管場所標章のステッカーは、各関係機関へ取りに行く必要があります。

■ 対象車両は？

型式指定番号の付される自家用車に限ります。
※特種用途車（8ナンバー）及び軽自動車は除きます。



■ 詳しくは、こちらをご覧ください

ポータルサイト <https://www.oss.mlit.go.jp/portal/> ヘルプデスク Tel 050-5540-2000

自動車税（種別割）のグリーン化特例について

燃費性能の優れた車や排出ガスの少ない車の普及と開発を目的として、地方税法により「自動車グリーン特例」が施行されています。令和7年度における内容は、以下のとおりです。

1 自動車税（種別割）のグリーン化特例

税額は、「標準税率（通常の税率）」、「15%（又は10%）重課」、「75% 軽課」、「50% 軽課」に分かれており、燃費性能等により、通常の税率に比べ税額が高くなる車、又は低くなる車があります。なお、乗用車だけでなく、トラックやバスについてもグリーン化特例が適用されます。

●税額が高くなる自動車（15%（又は10%）重課）

下表に該当する自動車は税額が高くなります。

燃料の種類	初度登録（新車登録）年月日	経過期間	適用税率
ガソリン・LPG	平成24年3月31日以前	13年以上	期間を経過した翌年度から通常の税率より おおむね15%重課となります。
軽油（ディーゼル）	平成26年3月31日以前	11年以上	

（注1）重課は、抹消登録（廃車手続き）がされるまで適用されます。

（注2）電気自動車・燃料電池車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ガソリンハイブリッド自動車・一般乗合バス・被けん引車は重課対象外です。

（注3）バス（一般乗合を除く）、トラック（被けん引車を除く）の重課割合は、おおむね10%となります。

●税額が低くなる自動車（75%軽課）

下表に該当する自動車（自家用乗用車）は、**今年度のみ**税額が低くなります。

初度登録（新車登録）	軽減の要件	税額
令和6年度中 （令和6年4月1日～ 令和7年3月31日）	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 ・プラグインハイブリッド自動車	おおむね 75%軽課

（注1）燃費性能に加え一定の排ガス性能を満たした自動車に適用されます。

（注2）軽減税率の適用期間は1年間です（来年度以降は標準税率となります）。

主な自動車（自家用）の税額一覧表

区 分		標準税額	15% 重課	10% 重課	75% 軽課
乗用車	総排気量 1,000cc 以下	29,500 円	33,900 円		
	1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500 円	39,600 円		
	1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500 円	45,400 円		
	2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000 円	51,700 円		
	2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000 円	58,600 円		
	3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000 円	66,700 円		
	3,500cc 超 4,000cc 以下	66,500 円	76,400 円		
	4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500 円	87,900 円		
	4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000 円	101,200 円		
乗用車（恒久減税）	6,000cc 超	111,000 円	127,600 円		
	総排気量 1,000cc 以下	25,000 円			6,500 円
	1,000cc 超 1,500cc 以下	30,500 円			8,000 円
	1,500cc 超 2,000cc 以下	36,000 円			9,000 円
	2,000cc 超 2,500cc 以下	43,500 円			11,000 円
	2,500cc 超 3,000cc 以下	50,000 円			12,500 円
	3,000cc 超 3,500cc 以下	57,000 円			14,500 円
	3,500cc 超 4,000cc 以下	65,500 円			16,500 円
	4,000cc 超 4,500cc 以下	75,500 円			19,000 円
乗用車（恒久減税）	4,500cc 超 6,000cc 以下	87,000 円			22,000 円
	6,000cc 超	110,000 円			27,500 円

（注）上記の表にない区分の自動車の税額については、県税事務所へお問い合わせください。

障害のある方に対する自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免（免除）について

心身に障害のある方が使用する自動車、もしくはこれらの方と生計を一にする方が障害のある方のために使用する自動車、又は心身に障害のある方のために常時介護する方が使用する自動車は、一定の要件を満たす場合に自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）が減免（免除）されます。ただし、減免を受けられる自動車は、障害者一人につき1台（軽自動車を含む。）に限られ、法人名義、リース自動車、営業用自動車は減免（免除）の対象となりません。また、お住まいの市町村によっては、自動車税の減免を受けると市町村等の福祉制度（福祉タクシー券等）が受給できない場合があります。

■ 減免対象の障害等級

身体障害者手帳（再認定年月日が期限内のもの）						
障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	●	●	●	●		
聴覚障害		●	●			
平衡機能障害			●			
（こう頭摘出の場合に限る） 音声機能障害 （音声機能、言語機能 又はそしゃく機能障害）			●			
上肢障害	●	●				
下肢障害	●	●	●	○	○	○
体幹機能障害	●	●			○	
乳幼児以前の 非進行性の脳病変 による運動機能障害	●	●	●	●	●	●
心臓機能障害	●		●			
じん臓機能障害	●		●			
呼吸器機能障害	●		●			
ぼうこう又は直腸機能障害	●		●			
小腸機能障害	●		●			
免疫機能障害	●	●	●			
肝臓機能障害	●	●	●			

※ ○は、障害者の方が運転する場合に限ります。

精神障害者保健福祉手帳（判定が有効期限内のもの）	
障害等級が1級の方のうち、自立支援医療受給者証（精神通院）又は医療福祉費受給者証（マル福）の交付を受けている方もしくは当該障害の治療のために通院をしている方。	
療育手帳（判定が有効期限内で茨城県で交付されたもの）	
判定が	最重度（A） または 重度 A
戦傷病者手帳	
県税事務所へお問い合わせください。	

■ 減免の手続き

- 既に車をお持ちの方が減免を受ける場合
（自動車税（種別割）の減免）
・・・ 6月2日（月）（納期限）までに、
管轄の県税事務所へ申請してください。
- 新たに車を取得した方が減免を受ける場合
（自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）の減免）
・・・ 登録時又は登録日から 30日以内に、県税事務所
自動車税分室へ申請してください。

■ 必要なもの

- 身体障害者手帳（又は精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳）
 - 運転者の運転免許証
 - 納税義務者のマイナンバー（個人番号）確認書類
- 以上のほか、減免の要件により必要書類が異なりますので、県税事務所へお問い合わせください。

■ その他

軽自動車税（種別割）の減免については、市役所・町村役場へお問い合わせください。

お問い合わせ先

■ 自動車税（環境性能割・種別割）

県税事務所		電話
種別割	水戸県税事務所	029-221-6605
	常陸太田県税事務所	0294-80-3314
	行方県税事務所	0299-72-0482
	土浦県税事務所	029-822-7205
	筑西県税事務所	0296-24-9190
環境性能割	水戸県税事務所自動車税分室	029-247-1297
	土浦県税事務所自動車税分室	029-842-7812

※上表の他に、以下の支所でも自動車税（種別割）の減免申請の受付、納税証明書の発行を行っています。

常陸太田県税事務所 高萩支所（TEL 0293-22-2019）
土浦県税事務所 稲敷支所（TEL 029-892-6111）
筑西県税事務所 境支所（TEL 0280-87-1120）

■ 登録手続（名義変更・まっ消）・自動車重量税

自動車（白・緑ナンバー）	
茨城運輸支局	050-5540-2017/オペレーター接続（「0」「37」）
土浦自動車検査登録事務所	050-5540-2018/オペレーター接続（「0」「37」）
軽自動車（黄・黒ナンバー）	
軽自動車検査協会 茨城事務所	050-3816-3105
軽自動車検査協会 土浦支所	050-3816-3106

■ 各種ホームページ

県税のホームページ（茨城県税務課）
<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>

自動車検査登録総合ポータルサイト（国土交通省）
<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>